

Title	東京大空襲死者の記憶と場所： 「仮埋葬地」写真という実践を通して
Sub Title	Memories and places of the victim of the Tokyo air raid through the pictures "temporary burial location"
Author	木村, 豊(Kimura, Yutaka)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2012
Jtitle	哲學 No.128 (2012. 3) ,p.109- 143
JaLC DOI	
Abstract	This article aims to explain two methods of reconstructing past events. One method involves recording of past events and the other one involves recollection of past events. In this article, we focus on the temporary burial location of a victim of the air raid. The victim was temporarily buried there during the war time, but there is no record of the location. However, a photographer did take pictures of the location. Therefore, in this article, the photographer's pictures are taken into consideration while two details are examined. First, we examine why there is no record of the location where the victim was temporarily buried. Then, we examine the photographer's recollection of the victim at the location. As such, we consider two methods of reconstructing past events.
Notes	特集：社会学 社会心理学 文化人類学 投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000128-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

— 投 稿 論 文 —

東京大空襲死者の記憶と場所

——「仮埋葬地」写真という実践を通して——

— 木 村

豊* —

Memories and Places of the Victim of the Tokyo Air Raid Through the Pictures “Temporary Burial Location”

Yutaka Kimura

This article aims to explain two methods of reconstructing past events. One method involves recording of past events and the other one involves recollection of past events. In this article, we focus on the temporary burial location of a victim of the air raid. The victim was temporarily buried there during the war time, but there is no record of the location. However, a photographer did take pictures of the location. Therefore, in this article, the photographer's pictures are taken into consideration while two details are examined. First, we examine why there is no record of the location where the victim was temporarily buried. Then, we examine the photographer's recollection of the victim at the location. As such, we consider two methods of reconstructing past events.

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程

1. はじめに——問題の所在

終戦から 66 年が経過した現在でも、戦争の死者は想起される。毎年、戦争死者の命日や記念日になると、遺族などの近親者によってその死者が想起されるだけでなく、地域社会や国家によって行われる式典などを通して、近親者のみならず社会の中でより多くの人びとによってその死者が想起されている。

嶋根 (2005) が指摘するように、「死や死者をめぐる生者の社会的行為の本質は何かと考えれば、それは誰かの死を悲しみ、記憶あるいは想起することに収斂する」(嶋根 2005:102)。したがって、死者を記憶・想起することは、それ自体社会的な営みである。ただ、戦争死者の問題においては、戦争の死者が、いかに表象されるのか、またいかに想起されるのかをめぐって、そこに介入する社会は多様な様相を呈している。

まず、戦争の死者が表象される場所の一つではない。「ふつう」の死者は、「家」の墓や仏壇において表象され、近親者によってその死者が想起されることで完結するが、戦争の死者は、そうした「家」の墓や仏壇にとどまらず、地域社会や国家などによって、いくつかの場所いくつかの次元において表象されており、それによって、遺族などの近親者のみならず社会の中でより多くの人びとによってその死者が想起されている。

つまり、戦争の死者は、「家」、地域社会、国家という、いくつかの場所においていくつかの社会的な集団によって表象されている。岩田 (2005) は、そうした、戦争の死者が、いくつかの場所いくつかの次元において供養されることについて、戦死者の祭祀形態を取り上げ、戦死者の「多重祭祀論」を提起している。ただ、戦死者に限らず、戦争死者の供養は、その次元の違いはあるものの、多くの場合、「イエ」の墓にとどまらず、いくつかの次元いくつかの場所において行われており、それは多重的な構造をなしている戦争死者供養の多重的構造といえる。

ノラは、「人間の意志、もしくは時間の作用によって、なんらかの社会的共同体のメモリアルな遺産を象徴する要素となったもの」を「記憶の場」と定義している (Nora 1984=2002: 18-19). したがって、そうした、なんらかの社会的な集団によって戦争の死者が表象される場所は、戦争死者の「記憶の場」として捉えることができ、そのため、戦争死者供養の多重的構造とは、戦争死者の「記憶の場」の多重的構造として捉えることができる。

この「記憶の場」とは、「集合的記憶が表象される場所」(谷川 2002: 2)であるため、そこで表象される記憶は、社会的に枠付けられており、なにが記憶されるか、いかに想起されるかが、社会的な集団によって決められている (Misztal 2003: 51). そして、人びとはそこで、「自分をつけないし多くの集団の観点に身を置き、そして一つないし多くの集合的思考の流れの中に自分を置き直して」記憶を想起する (Halbwachs 1950=1989: 19). つまり、「記憶の場」において、人びとは「集団の成員として」(ibid: 7)、集団の記憶を想起する。

したがって、戦争の死者は、いくつかの場所においていくつかの社会的な集団によって表象されており、人びとはそうした戦争死者の「記憶の場」の多重的構造のそれぞれの場において、社会的な集団の成員として戦争死者の記憶を想起するといえる。そのためそれらは、戦争死者の集合的記憶の多重的な構造をなしており、戦争死者の「記憶の層 (layers of memories)」(Jelin & Kaufman 2004) ともいえるだろう。

また、それらの場所における戦争死者の表象／想起のされ方も一様ではない。戦争の死者は、一方では、「家」の中で、個別的なひとりひとりの死者として表象されており、その一方では、地域社会や国家の中で集められ、集合的な死者として表象されている。そのため、人びとはそこで戦争の死者を、一方では、個別的なひとりひとりの死者として想起しており、その一方では、集合的な死者として想起している。

そこには、〈二人称の死〉（身近な人の死）と〈三人称の死〉（一般的な他者の死）（Jankèlèvitch 1978）という、他者の死をめぐる二つのあり方を見ることができるように思われる。ジャンケレヴィッチ（1978）によれば、〈二人称の死〉は、近親の死であり、それは哀惜と心を裂くような悲しみの対象となるものである。それに対して、〈三人称の死〉は、顔を持たない、抽象的で無名の死であり、それは、客観的な分析の対象となるものである。

したがって、戦争の死者は、「家」の中では、ひとりの個別的な死者として表象され、それは身近な人びとによって〈二人称の死〉として想起されており、地域社会や国家の中では、集合的な死者一般として表象され、それは遺族などの近親者のみならず社会の中でより多くの人びとによって〈三人称の死〉として想起されていると考えられる。

それでは、そうした戦争死者の表象／想起が、死者と近親者との個別的关系とそこでの〈二人称の死〉（身近な人の死）にとどまらず、ある社会的な集団によって戦争の死者が集合的な死者一般として表象され、社会の中でより多くの人びとによって〈三人称の死〉（一般的な他者の死）として想起されることとはいかなることなのだろうか。

そうした、社会的な集団によって戦争の死者が集合的な死者一般として表象され、人びとがその死者を〈三人称の死〉として想起することについて、アンダーソン（1983＝1997: 32）は、戦争の死者が国家によって表象され、人びとがその死者を国民として想起する枠組みとしてのナショナリズムを指摘している。

「無名戦士の墓と碑、これほど近代文化としてのナショナリズムを見事に表象するものはない。これらの記念碑は、故意にからっぽであるか、あるいはそこにだれがねむっているのかだれも知らない。そしてまさにその故に、これらの碑には、公共的、儀礼的敬意が払われる。

……これらの墓には、だれと特定しうる死骸や不死の魂こそないとはいえ、やはり鬼気せまる国民的想像力が満ちている。」(Anderson 1983=1997: 32)

戦争で死んだ者が、国家によって表象され、それを人びとが国民として想起する、そうした戦死者とナショナリズムに関する研究は多い⁽¹⁾。北村(2005)が指摘するように、そうした戦死者に関する諸研究の中では、「戦死者に関する場や実践、記憶がいかにナショナルな次元に回収されるかという、戦死者をめぐる展開する表象作用の政治力学について論じられることが半ば時流となっている」(北村 2005: 138)。

それに対して、北村(2005)は、「戦死者の死の掛け替えのなさ(個性)に含有される、それぞれの死の私性を立ち上げることはできないか」として、戦死者遺族が立つ私的な場所と、そこでの実践について論じている。そうした戦死者の私事性を立ち上げようとする試みは、主として戦死者の公事性が論じられてきた従来の戦死者研究に対して、〈三人称の死〉として回収され得ない戦死者の〈二人称の死〉の側面に目を向けるという点では重要なものである。

ただ、この戦争死者の記憶における〈二人称の死〉／〈三人称の死〉の問題は、そうした公-私二元論に収斂するものではない。そのため、そこでまず問題とすべきは、戦争の死者が、「家」の中にとどまらず、ある社会的な集団によって集合的な死者一般として表象されていくこと、または、人びとが戦争の死者を〈三人称の死〉として想起すること、それ自体であり、そしてそうした表象と想起のあいだの関係なのではないだろうか。

したがって、本稿で検討したいのは、戦争の死者を、集合的な死者一般として表象する国家という枠組みや、そうした死者を〈三人称の死〉として想起する国民という立場ではなく、また、ひとりひとりの個別的な死者として表象する「家」という枠組みや、そうした死者を〈二人称の死〉と

して想起する遺族という立場⁽²⁾でもない。

そのような二つのあいだで、戦争の死者が集合的な死者一般として表象されていくこと、また人びとが戦争の死者を〈三人称の死〉として想起していくこと、そしてそれらの表象と想起のあいだの関係について考えることはできないだろうか、それが本稿で検討したい課題である。そのため、本稿では、特に戦争の死者を集合的な死者一般として表象し、一般的な他者の死〈三人称の死〉として想起する主体に注目し検討する。

この〈三人称の死〉とは、「陳腐な」社会現象 (Jankèlèvitch 1994 = 1995: 13) であり、それは人びとにとって「どこか遠い経験」(張江 2000: 201) となるものである。ただ、ここで注目すべきは、そうした〈三人称の死〉を、いかに〈二人称の死〉のように捉えうるのか、ということではなく、むしろ、いやおうなく〈三人称の死〉を想起する立場に立たされる場所と、そこでの人びとの〈三人称の死〉の想起のあり方である。

第二次世界大戦中、日本は、米軍による空襲によって 60 万人——『東京新聞』(1995 年 8 月 14 日付) は、「47 都道府県、400 市区町村で 95 万人の犠牲」(沖縄の地上戦犠牲者を除く) という数字を発表している——の死者を出したとされており、その中でも、東京は、1944 (昭和 19) 年 11 月 24 日以降 100 回を超える空襲を受けたとされているが、特に 1945 (昭和 20) 年 3 月 10 日の東京大空襲⁽³⁾ では、10 万人以上の死者を出したとされている⁽⁴⁾。

東京大空襲の死者は、戦後日本社会の中で、「家」の墓、地域社会のモニュメント (慰霊碑・追悼碑・地蔵尊など)、東京都の慰霊・追悼施設において表象されてきた。また、そうした場所では、戦後 66 年が過ぎた現在でも、毎年 3 月 10 日になると、それぞれの場所に人びとが集まり、その死者が想起されている。

しかし、そうしていくつかの場所においていくつかの社会的集団によって東京大空襲の死者が表象されてきた一方で、東京大空襲の死者が一時的

に埋葬された場所である仮埋葬地では、現在、東京大空襲の死者は表象されていない。それでも、そうした現在の仮埋葬地の写真を撮影することで、東京大空襲の死者を、集合的な死者一般として表象し、一般的な他者の死〈三人称の死〉として想起しようとするある一人の写真家がいる。

そこで、本稿では、まず、この仮埋葬地について取り上げ、そこで東京大空襲の死者がいかに表象／想起されているのかについて概観し、それから、そうした仮埋葬地の写真を撮影する写真家とのインタビュー記録を取り上げ、東京大空襲死者の記憶と場所の関係について検討したい。

2. 東京都の「罹災死体処理」計画と仮埋葬地

仮埋葬地は、戦時中、東京大空襲の死者を一時的に埋葬したにもかかわらず、現在そうしたことを伝える痕跡をほとんど残しておらず、また、そうしたことを伝える表示もなされていない場所である。まずは、そうした経緯について、簡単にではあるが、概観してみたい。

戦時中、ロンドンやベルリンの空襲被害が伝えられると、日本国内においても米軍による空襲を受けることに対する危機が高まり、もし東京において大規模な空襲が行われたら一体どれほどの死者が出るのかという危機から、東京における空襲死者の問題が浮上した。そこで、東京都では、空襲によって死者が発生した場合の死体の収容から埋葬までの計画を立てる必要に迫られ、1944(昭和19)年5月には、「罹災死体処理要綱」が作成された⁽⁵⁾。

それは、「空襲時ニ於ケル罹災死体ノ迅速且ツ適切ナル処理ハ人心ノ安定士氣ノ沮喪防止上喫緊事タルハ勿論爾後ノ防空活動或ハ被害ノ応急復旧作業ニ至大ノ関係ヲ有スル最重要業務ナル」という考えのもと、空襲によって発生した死体を迅速に処理するために、「戦時体制下における「空襲対策」の一部分」として定められた「罹災死体処理」作業のガイドライン(山本 2001: 42)であると考えられる。

その概要は次のようなものであった。まず、この「罹災死体処理」とは、「空襲ニ依ル直接間接ノ死者及災害ノ為平常ノ死者取扱ヲ為シ得ザルニ至リシ者」である「罹災死体」をその対象とするものであるため、空襲によって発生した死体であっても、「家族、事業主等ニテ直ニ引取り通常ノ方法ニ依リ処理セントスルモノハ所定ノ様式ニヨリ記録ノ上引渡スコト」として、平常通りに処理できる死体については、家族などの近親者にその処理が委ねられていた。

そして、空襲によって発生した平常通りに処理することのできない「罹災死体」については、東京都がその処理を行うこととしており、「家族等ニテ取扱ヒ得ザル場合現場検証ヲ了シ被害現場付近ノ適当ナル位置（寺院境内、公園管理ニ便ナル位置）ニ死体収容所ヲ設置シ救護員其他運搬シ来ル死体ヲ収容シ保管ス」として、そうした引取手が現れない死体を、一時的に収容・保管を行うこととしている。

そうして一時的に収容・保管された死体は、個々の死体に関する情報を詳細に記録することとしており、「死者ニ就テハ警察官ノ檢視ヲ求メルト共ニ死者氏名並関係記録及遺留品等ノ調査票ヲ作成シ且埋葬認可証ヲ発行シ火葬ニ附スルコト、但シ火葬前家族其他ヨリ死体引取ヲ希望スル者アルトキハ処理票ニ依リ整理ノ上引渡スコト」として、死体発生時の現場検証から遺留品に至るまでの詳細な情報を記録することとしている。

ただ、そのような死体の収容・保管も、あくまで一時的な管理を想定したものであって、個々の死体に関する情報を詳細に記録するのも、「氏名判明セザルモノハ性別、身長、容貌等ノ他着衣携帯品等詳細記録シ着衣等ハ遺留品トシテ別途保管シ将来ノ認識資料トナスコト」としているように、最終的に死体は家族などの近親者によって引き取られることが想定されていたと考えられる。

また、東京で大規模な空襲が行われたときに発生する死者の量を想定することは難しく、そのため、「遭難死者多数ナルカ火葬場ニテ処理シ得ザ

ル場合ハ……仮埋葬所へ棺ヲ送付スルコト、……個別埋葬ヲ原則トスルモ不能ノ場合ハ全部合葬ヲ為ス」として、死体の収容・保管ができないほどに大量の死者が発生した場合は、死体を一時的に埋葬する「仮埋葬」という方法をとることとしている。

そのため、東京都では、雑司ヶ谷など 6 カ所の都墓地、上野公園など 5 カ所の都公園、砧など 3 カ所の都緑地に、個別 2 万 7 千体、合葬 3 千体の死体を仮埋葬するだけの「仮埋葬予定地」（約 2 万坪）を準備した。また、そうした仮埋葬予定地においても収容することができないほどに大量の死者が発生した場合は、東京仏教団を通して、都内各寺院に死体を引取り納棺の処置をとることを依頼することとしている。

ただ、そうした仮埋葬という処置も、あくまで一時的なものであって、「仮埋葬ハ追テ（埋葬数日以内カ又ハ五ヶ年後）火葬ト為シ或ハ家族墓地ニ改葬スルモノトス」としているように、仮埋葬された死体は、一定期間その地に収容された後、最終的には、家族等の近親者によってその死体や遺骨が引き取られることが想定されていたと考えられる。

したがって、この「罹災死体処理」の計画とは、空襲による死体の発生時において、その引取手が現れない死体を収容・管理するために作られたものであったが、それはあくまで一時的な処置であって、最終的には家族等の近親者によってその死体や遺骨が引き取られることが想定されていたと考えられるだろう。

そしてそこには、空襲によって発生した死者であっても、その死体や遺骨は、「ふつう」の死者と同様に、家族などの近親者によって引取られるべきであって、また、空襲死者の供養も、「ふつう」の死者と同様に、「家」の墓において行われるべきである、という〈二人称の死〉を基礎とした死者供養のあり方が想定されていたといえる。

しかしながら、そうして作られた「罹災死体処理」の計画は、あくまで東京がまだ本格的な空襲に見舞われない 1944(昭和 19)年 5 月に立てら

れた計画であるため、それから半年後には本格的な空襲がはじまり、1945(昭和20)年の1月、2月と次第に空襲が激化していくと、その計画通りに処理することは極めて困難となっていた。

また、1944(昭和19)年11月より本格的に開始された米軍の空襲は、初めのうちは比較的その規模が小さかったために、死者はほとんど出さなかったが、同年の末から焼夷弾による火災地区が激増していくと、火災によって大量の死者を出すようになり、特に1945(昭和20)年3月10日の大空襲では、一夜にして約10万人という大量の死者を出した。

したがって、そうして発生した大量の死体の収容仮埋葬にあたっては、相当な困難を伴うものであったと考えられる。『東京都戦災誌』には、次のように記されている。

「死体の収容仮埋葬に当たっては、当時の警防団員が各区より人数割りで出動を命ぜられ、それらの人々の手によってまずトラックに収容し、それを一応猿江公園や隅田公園浅草区側及本所区側や錦糸公園に集め、人名住所等のわかるものは一応それをひかえ、まったく不明のものと区別して、2、3日近親の搜索に応じた後仮埋葬を行ったが、その仮埋葬の数は、どこえ何体の収容をしたかが大体しか判明せず資料を欠く為不明な点が少くない。」(東京都1955: 492)

そうした約10万という想定をはるかに超えた大量の死体を前に、当初予定されていたような死体の処理は困難となった。

しかし、「いつ迄も路上においておくことは当時の都民の士気にも関係する」ため、「早急に人目にふれぬ処え運んで了うことが必要」であると判断され⁶⁾、死体の処理にあたっては、「身元や所持品の調査をすることを中心して、人目のつかない公園に死体を集め……二〇〇体から三〇〇体が一度に入る穴を掘り、いち早く仮埋葬する」という方針へと変更され

た⁽⁷⁾。また、その中には「民有地であっても、空いていたので埋めてしまった」場所もあったという⁽⁸⁾。

そうした中で個々の死体の詳細な情報を記録するどころか、死体の数を数えることすら困難なものとなった。当時、死体の収容・仮埋葬に携わった東京都の職員は、戦後、座談会の中で次のように話している。

「六尺の穴を掘りそこへ死体を合葬する。その時死体数をチャンと数え、名前の分かるものは控えて別に埋葬しろ、と厳しく言われました。その通りにしようとしても、軍隊がドンドン埋めてしまうので、窒息死しているのもあり取り出すことができない。……猿江は死骸の山でした。体数を調べろと言われても、調べようがない。焼けた死骸を運んできて“これ何体ありますか”と聞いても、二十体とか三十体とか言われると、そのまま書いてしまうんです。」（東京都慰霊協会 1985: 13-14）

そのため、どこにどれだけの死体が埋葬されたのかについては、いくつかの資料が存在しているものの正確な数を確定することはできない。仮埋葬地の数も 70 カ所から 130 カ所あったとされており、例えば「戦災殉難者仮埋葬地調書」には、都内の、公園 29 カ所、寺院 26 カ所、その他（空地など）16 カ所、計 71 カ所に 78618 体の死体が仮埋葬されたことが記されている⁽⁹⁾。

その後、大空襲から一カ月後となる 1945(昭和 20)年 4 月 13 日には、東京都が、隅田公園ほか 47 箇所の仮埋葬地に墓標を立て、東京仏教連合会奉仕の巡回法要を営んだとされているが⁽¹⁰⁾、それから数年間のあいだ死体は仮埋葬地において放置されることとなった。

それでも、1948 年(昭和 23 年)になると、「首都である以上、仮埋葬地だけは何としても早く片付けなければ」ということになり、「東京の戦

「災復興事業」の一部として、1948(昭和23)年度から3年間、12月から3月までの冬の期間に、死体の改葬事業が行われた。

そうして仮埋葬地から掘り上げられた死体は、1948(昭和23)年にはすでに現地焼却が禁止されていたため、正規の火葬を行うため、都内の火葬場に持ち込まれた。そして、火葬された遺骨は、1949(昭和24)年度より、それぞれ氏名が判明し、かつ引き取り希望者の判明している分に対しては通知を出して引き渡しを行った。

しかし、引き取り手がないものも多数あり、それ以上に氏名すら判明しないものが大量にあるため、氏名が判明していて引き取り手のないものは個別に白木の骨箱に入れ、氏名の判明しないものは仮埋葬地別に450個の大骨壺に入れて、関東大震災で亡くなった身元不明の遺骨が納められていた墨田区横網町公園内の震災祈念堂に納められた。またそれに伴い、震災祈念堂は東京都慰霊堂（以下、「慰霊堂」とする）へと改称された。

したがって、そうして都内各所に仮埋葬され、「慰霊堂」に納められた、大量の遺骨は、名前の分からない無名の遺骨であり、それは東京空襲で亡くなった誰かであることを示してはいるが、その誰かを示すことは出来ない、東京空襲の死者一般であり、個々の遺骨として家族などの近親者に引き渡すことで〈二人称の死〉を基礎とした死者供養を行うことのできなかった遺骨であったといえるだろう。

3. 仮埋葬地における空襲死者の表象／想起

東京大空襲の死者は、戦後、いくつかの場所においていくつかの社会的な集団によって表象されてきた。ここでは、そうした東京大空襲の死者の表象を概観しながら、仮埋葬地における東京大空襲の死者の表象／想起について見ておきたい。

まず、先に記した、横網町公園内に東京都によって建てられた「慰霊堂」には、現在も東京全体の仮埋葬地から集められた遺骨が納められてお

り、毎年3月10日には、財団法人東京都慰霊協会によって慰霊法要が行われている。したがって、「慰霊堂」は、無名の遺骨という、個別的な死を示すことのできない、集合的な死者一般を基礎として作られたものであり、それは、東京全体の空襲死者一般の表象であるといえる。

またこの公園内には、「慰霊堂」とともに東京都によって、東京全体の空襲死者を追悼するためのモニュメント「東京空襲の犠牲者を追悼し、平和を祈念する碑」（以下、「祈念する碑」とする）が、2001年に建立されており、碑の解説には、「東京空襲の史実を風化させることなく、また、今日の平和と繁栄が尊い犠牲の上に築き上げられていることを次の世代に語り継ぎ、平和が長く続くことを祈念するための碑」と記されている。

この碑の中には、遺族などの近親者から集められた、東京空襲によって亡くなった方の名前を記した「東京空襲犠牲者名簿」——東京都が1999（平成11）年より記録に着手し、2010（平成22）年3月現在79,158名——が納められている⁽¹²⁾。したがって、「祈念する碑」は、遺族などの近親者から集められた個々の名前という個別的な死者を基礎として作られたものであるといえる。

しかし、慰霊法要の日には、碑の中に入ることができ、名簿が並べられているところを見ることができるが、名簿の中に記されている個々の名前を見ることはできない。つまり、「祈念する碑」における空襲死者の表象は、個々の名前を集めたものであっても、それは個別性をもたない東京全体の空襲死者一般の表象であるといえる。

したがって、横網町公園では、「慰霊堂」と「祈念する碑」において、東京都によって、東京全体の空襲死者の遺骨と名前が集められているが、それらは、東京全体の空襲死者一般を表象するものとなっている。そしてそれらは、東京都によって、東京全体の空襲死者の集合的記憶が表象された「記憶の場」であるといえるだろう。

また、そうして東京都によって、東京全体の空襲死者の名前と遺骨が横

網町公園に集められ、そこで東京全体の空襲死者一般が表象されてきた一方で、都内各所には、空襲死者を表象するモニュメント（慰霊碑・追悼碑・地蔵尊など）が数多く建立されてきた。筆者は、東京大空襲の中心的な被災地である、墨田区・江東区・江戸川区・台東区において調査を行い、空襲死者が表象されている 66 個のモニュメントを確認した⁽¹³⁾。

地域社会において建立されている空襲死者を表象するモニュメントは、地域の集団によってその地域内の空襲死者が表象されたものであり、そうしたモニュメントの大半を占めているのは、町内会や地域住民有志の集まりなどによって、その地域内で亡くなった空襲死者を供養することを目的として建立されたモニュメント（44 例）であった。

そうしたモニュメントの中には、碑文や由来記が記されたものがあり（17 例）、その記述の中に、モニュメントにおける空襲死者の表象を見ることができる。

「昭和二十年三月十日大東亜戦争による米軍東京大空襲により一朝にして犠牲となった当時の深川高橋五丁目の八百余名の霊を慰めるため昭和二十一年生存者町民有志によりこの地蔵尊が建立された」（「八百霊地蔵尊」，地元有志，1946 年建立）

「時に昭和二十年三月十日未明空襲における戦災殉難者及び地区内百二十余名の霊を慰めるものなり」（「戦災殉難者慰霊碑」，地元有志，1965 年建立）

それらのモニュメントは、その地域に住む人びとによってその地域内で亡くなった身近な空襲死者を供養するために建立されたものである。したがって、そうしたモニュメント建立の基礎となっているのは、地域内において空襲によって亡くなった身近な人という個別的な死者であるといえる

だろう。

ただ、そうしたモニュメントには、その地域内で亡くなった空襲死者の遺骨が納められているわけではなく、また、地域内で亡くなった空襲死者の個々の名前なども表象されていない。モニュメントには、「殉難者〇〇名」「犠牲者〇〇名」というように、その地域内の空襲死者一般が表象されている。

したがって、そうして東京大空襲の被災地において、各地域集団によって建立されたモニュメントは、地域内において空襲によって亡くなった身近な人という個別的な死者を基礎として建てられているが、それらは、地域内の空襲死者一般を表象するものとなっている。そしてそれらは、地域集団によって、地域内の空襲死者の集合的記憶が表象された「記憶の場」であるといえるだろう。

そうして東京大空襲の被災地において、各地域集団によってモニュメントが建立され、地域内の空襲死者が表象されていった一方で、同地域には、当時仮埋葬地となった場所が数多くある。しかし、モニュメントでは、そうした仮埋葬に関することは示されていない。筆者は、「〇〇公園 〇〇体」と、埋葬された場所と埋葬された死体の数が書かれた「仮埋葬地リスト」⁽¹⁴⁾をもとに、同地域において調査を行い、59カ所の仮埋葬地を訪ねた⁽¹⁵⁾。

仮埋葬地となった公園や寺院のほとんどが、仮埋葬当時から現在まで公園や寺院であり続けているため、そのリストをもとに当時仮埋葬地であった場所を訪ねることができるが⁽¹⁶⁾、現在それらの場所を歩いても、仮埋葬の痕跡を見つけることはできず、また、そこが仮埋葬地であったことが明記されているところもなかった。

そうした状況に対して、2005年には、市民団体によって、墨田区に対して区内9箇所の仮埋葬地にその「事実を後世に知らせるための表示板」の設置を求める陳情書「東京大空襲犠牲者仮埋葬地への表示設置に関する

陳情（受理年月日：平成 17 年 11 月 18 日，受理番号：第 5 号）」が出されている。

それは、「区内の仮埋葬は，錦糸公園の 1 万 2,895 人をはじめ，9 箇所の仮埋葬地が記録されています。この地に由来，経過をしたための表示板を立てて広く区民に知らせることは，東京大空襲の実相を後世に語り継ぐこととなり意義のあることと思います。」という「趣旨」のもと，区内の仮埋葬地に表示板の設置を求めるものであった。

それに対して，区議会では，「東京大空襲の記録を歴史にとどめる」という点ではその趣旨に同意しつつも，横網町公園の「慰霊堂」と「祈念碑」において「東京全体」の空襲死者を慰霊・追悼しているため，それで「十分である」という考えから，「趣旨に沿うことは困難である」として，この陳情を「不採用」としている。

そうして，横網町公園やモニュメントにおいて，東京大空襲の死者が表象されていった一方で，当時仮埋葬地となった場所では，そうした仮埋葬に関することは表象されていない。それは，戦争の物理的痕跡の一掃や，空間的な封じ込めを通した，「記憶の再定義」（米山 2005: 105）が行われたためであると考えられる。

つまり，横網町公園においては，東京都によって東京全体の空襲死者の集合的記憶が表象される「記憶の場」が作られていき，都内各所においては，地域集団によって地域内の空襲死者の集合的記憶が表象される「記憶の場」が作られていった。その一方で，仮埋葬地においては，東京都によっても，また，地域集団によっても，そうした「記憶の場」は作られていないといえる。

まず，東京都によって作られた東京空襲死者の「記憶の場」は，東京全体の仮埋葬地から集められた無名の遺骨を基礎として作られており，それは東京の空襲で犠牲となった死者を〈三人称の死〉として想起するための場所として作られている。しかし，そうした東京都による空襲死者の表象

は、横網町公園に集約されているため、横網町公園の外にある都内各所の仮埋葬地にまでは拡大しない。

また、地域集団によって作られた東京空襲死者の「記憶の場」は、仮埋葬地のある地域と重なっている。しかし、そうした地域集団による空襲死者の表象は、その地域内で亡くなった身近な人という個別的な死者を基礎として作られており、それは地域内の空襲で犠牲となった死者を〈二人称の死〉として想起するための場所として作られているため、その地域の仮埋葬地に埋葬された身元不明の死者までは拡大しない。

つまり、モニュメントなどの空襲死者の集合的記憶が表象される「記憶の場」が作られるとき、その表象は社会的な集団の枠組みに規定されるが、とりわけそこでは集団と死者との関係性が基礎となっている。そしてそこでは、その社会的な集団によって、空襲の死者は「ふつうの死」とは違う位置づけがなされている。

ボードリヤール(1976=1992)は、近代において、自然な死が集団にとって意味を持たなくなった一方で、異常な死、「非業の死」は、集団的な反応を喚起することを指摘している。

「非業の死だけが供犠のごとき何ごとか、すなわち集団の意思による現実的転換のようなものを明示する……死が「自然的」理由から免れて、自然への挑戦である瞬間から、死は再び集団の事柄となり、集団的で象徴的な反応を要求する。」(Baudrillard1976=1992: 387)

したがって、横網町公園や都内各所において作られているモニュメントなどの東京空襲死者の「記憶の場」は、社会的な集団によって、空襲の死者が「ふつうではない死」として位置付けられることによって、その集団的な反応を喚起するものであるといえるだろう。しかし、仮埋葬地は、そうした集団の枠組みの中に入らなかったと考えられる。

そうして、東京都によっても、また、地域集団によっても、都内各所の仮埋葬地において、そこに空襲の死者が埋葬されたこと、またそこに埋葬された空襲の死者は表象されていない。ただ、そうしたことは現在の仮埋葬地において、そこに埋葬された空襲死者が想起されることはない、ということを意味しているのではない。

空襲当時その地域に住み、空襲の中を生き抜いた人びとにとって、仮埋葬地は現在もそこに埋葬された空襲死者を〈三人称の死〉として想起する場所となっている。例えば、筆者が墨田区内の仮埋葬地である原公園と吾婦西公園⁽¹⁷⁾において行ったインタビュー調査の中で、当時その場所で仮埋葬を行うところを目撃した人びとは、次のように語っている。

「ここに焼けた死体を埋めた、一時ね、焼けちゃってるから、身元が分からない人、焼けたところから持ってきてここに埋めたんだよ。⁽¹⁸⁾」

「〔3月10日の〕朝ね、兵隊が来てね、ばーと穴掘って、そしたら区役所の連中が、みんな大八車で、死んだ人ボンボン埋めてったんだ。だからあのへんがやっぱり一番穴深かったよね。⁽¹⁹⁾」

空襲当時その地域に住み、仮埋葬を行うところを目撃した人びとは、何もない公園の一角を指さし、「ここに死体が埋められた」と語る。そうした人びとにとって、死者を想起する基盤となっているのは、そこに死体が埋葬されたところを目撃したことであり、また、空襲時から現在に至るまで仮埋葬された場所が公園であり続けていることである。

空襲当時その地域に住み、空襲の中を生き抜いた人びとにとって、空襲の直後に都内各所に身元不明の死体が仮埋葬されたことは、周知のことであった。そして、そうした人びとにとって、仮埋葬された場所が空襲当時

から現在に至るまで公園であり続けていること、それ自体が、そこに埋葬された死者を想起するための枠組みとなっているといえる。

そこには、空襲死者の集合的記憶を想起するための空間的な枠組みを見ることができる。アルヴァックスは、そうした集合的記憶と空間・場所の関係について、次のように記している。

「集団のあらゆる歩みは空間の用語によって表現することができるし、集団の占有する場所はあらゆる用語の集合にほかならない。この場所の一々の様相、一々の細部はそれ自体、集団の成員にしか理解できない意味を持っている。なぜなら、集団が占める空間の部分はすべて、成員が属する社会の構造や生活の異なった様相に同じだけ対応し、少なくともその社会の中における最も安定した部分に対応しているからである。」(Halbwachs1950=1989: 167)

つまり、人びとが、ある集合的（社会的）な記憶を想起するとき、その想起の枠組みとなるのは、社会的な集団によって作られた「記憶の場」だけではない。人びとが生きる生活空間それ自体が、その想起の枠組みとなるものであるといえるだろう。

したがって、空襲当時その地域に住み、空襲の中を生き抜いた人びとにとって、空襲の死者を想起する枠組みは、社会的な集団によって作られたモニュメントなどの「記憶の場」だけではない。そうした人びとにとって、その地域にある生活空間、とりわけ空襲当時仮埋葬地となり現在は何の痕跡も残されていない公園すらも、空襲の死者を想起する枠組みとなるものである。

しかし、そのような社会的な集団によってモニュメントなどの「記憶の場」が作られていない集合的記憶の空間的枠組みや、そこでの想起のあり方が明示されることは少ない。そのため、ともすればそれは、都内各所の

仮埋葬地において、そこに空襲の死者が埋葬されたこと、または埋葬された空襲の死者が、忘れられているように見えてしまうだろう。

4. 「仮埋葬地」写真という実践

2007年3月8日、東京新聞に、「3・10 東京大空襲『仮埋葬地』写し伝え」というタイトルの記事で、ある写真家の活動が載せられた。

「東京大空襲などの犠牲者の遺体を一時的に埋葬した「仮埋葬地」。都内で約130カ所あったとされる。川崎市の広瀬美紀さん(30)は、その場所を訪ね歩き、今の姿を撮影している。何の変哲もない日常の風景に、忘れてはならない過去が秘められている。それを伝えたいと思うからだ。……(中略)……「東京大空襲六十年」の報道で、十万人が亡くなった事実を知って衝撃を受けたことが、この問題に取り組むきっかけだった。犠牲者遺族会から、特定できる仮埋葬地九十カ所のリストをもらった。撮影のアルバイトをする傍ら、既に八十カ所以上を訪ねた。……(中略)……納得いくまで撮れたら、写真展を開くつもりだ。そして「見過ごされてきたもの」を、これからの撮影テーマにしようと思っている。」

この翌年、2008年の3月5日から3月18日にかけて銀座ニコンサロンにて、8月14日から27日にかけて大阪ニコンサロンにて、広瀬氏による写真展「Requiem 東京大空襲」が開かれた。写真展の内容は次のようなものであった。

「Requiem 東京大空襲」

「「東京大空襲の記憶は本当に忘れつつある」それが今の感想だ。3年前、テレビで東京大空襲の番組を偶然みた。2時間余りで10万人以

上亡くなったと知って衝撃を受けた。わずか60年前の話だ。なんで私は知らないのだ。まるで無視されているも同然じゃないか。亡くなった人を思って、10万人が仮埋葬されたという公園や寺院、空地を訪ね歩いた。そこにあったのは、あまりに平和な日常の光景だった。」(〈写真展示内容〉一部抜粋)

広瀬さんにとって、空襲の死者、特に仮埋葬された空襲死者は、〈三人称の死〉である。それでも、広瀬さんは、現在の仮埋葬地の写真を撮る。それでは、広瀬さんは、現在の仮埋葬地を撮るという実践を通して、〈三人称の死〉としての空襲死者を、いかに想起しているのだろうか。また、その写真を通して、誰に、何を、伝えようとしているのか、広瀬さんとのインタビュー⁽²⁰⁾ 記録を取り上げながら、検討してみたい。

(1) 「ふつう」の場所

東京大空襲によって10万以上の人が亡くなったことを知って「衝撃」を受けた、という広瀬さんは、仮埋葬地を訪ね歩き、そこでさらに「衝撃」を受けたのだという。

「仮埋葬地を撮って、あまりにも、痕跡がなさすぎるっていうか、10万人死んだのに、なのに、地元の人もあんまりそんなこと知らないし、ああ、もう、わずか60年しか経っていないのに、ああ、こんなにも、忘れられるものなんだなと思って、びっくりしましたね。」

広瀬さんの仮埋葬地を撮るという実践は、仮埋葬地に立ったときのそうした二つの「衝撃」が基礎になっている。それは、自分が〈いま〉立っている〈ここ〉が、大量の死体が埋葬された場所＝仮埋葬地であることと、〈ここ〉には〈いま〉、そうした仮埋葬の痕跡は存在せず、「日常の風景」

が広がっていること、との二つである。

広瀬さんは、そうした「衝撃」をもって、80カ所以上の仮埋葬地を訪ね歩き、「痕跡」が存在しない仮埋葬地の写真を撮影してきた。それでも、そうした中で、印象に残るような仮埋葬地はないという。

「印象に残っているのはね、どこもね、特にね、ぽっと思い浮かぶところはないっていうかね、だから、そのくらいほんとふつうの場所になっているとね、ほんと、なんか、公園、水辺が多い公園とか、うん、結構、グラウンドになっているところとか、……ほんと、なんか、ふつうすぎてね、ふつうの公園でした。」

広瀬さんは、現在の仮埋葬地について語るとき、「ふつう」という言葉を繰り返す。広瀬さんは、そうした仮埋葬地が「ふつう」であることに意味があり、「ふつうだからこそ」伝えるべきであるという。

「うーん、うん。ふつうだからこそ、こう、写真展とか、写真集でも、発表しなきゃなってしまうんですよ。見えない、何も、見えないけれど、でも、こういうことがあったっていうことを伝えたいですね。」

広瀬さんが繰り返すこの「ふつう」という言葉は、広瀬さんが仮埋葬地について語るときの一つのレトリックとなっており、それは先に記した仮埋葬地に立ったときの二つの「衝撃」のあいだの落差を表している。

つまり、自分が〈いま〉立っている〈ここ〉が、大量の死体が埋葬された場所＝仮埋葬地であることと、〈ここ〉には、〈いま〉そうした仮埋葬の痕跡は存在せず、「日常の風景」が広がっていることとのあいだの落差である。

(2) 「Requiem 東京大空襲」の「しくみ」

写真展「Requiem 東京大空襲」では、一般的な戦争の展示に見られるような、東京空襲に至るまでの歴史的な経緯などに関する展示を見ることはできない。

そこには、一見すると、「ふつう」の公園の「日常の風景」が写された写真が並んでいる。それでも、この写真展は、広瀬さんが仮埋葬地に立ったときに感じた、二つの「衝撃」とそのあいだの落差を表現する「しくみ」を有している。

ひとつの「しくみ」は、仮埋葬地における〈ここ〉の〈いま〉を撮るということである。

広瀬さんは、仮埋葬地の「リスト」を持って仮埋葬地を訪れ、その場所の写真撮影している。しかしその「リスト」には「〇〇公園」と書かれているだけで、その公園のどこに埋葬されたかは記されていない。そこで広瀬さんは、近隣住民などへの聞き取りから、死体が埋葬された詳細な場所＝〈ここ〉を明らかにし、〈ここ〉の〈いま〉を撮影している。広瀬さんは、「この公園に埋葬された」ではなく、「〈ここ〉に埋葬された」ことを示すことに意味があるという。

もうひとつの「しくみ」は、仮埋葬地写真の下に付けられた「キャプション」である。

広瀬さんは、仮埋葬地における〈ここ〉の〈いま〉を撮ることを通して、死体が「〈ここ〉に埋葬された」ことを示そうとする。しかし、そうした写真の中に、そこに死体が埋葬されたことが分かるものを見つけることはできない。そこで、仮埋葬写真の下に付けられた「キャプション」には、その仮埋葬地に埋葬された死体の数が記されている。広瀬さんは、仮埋葬地の写真とともにこの「キャプション」を付けることに意味があるという。

バルトによれば、写真の「本質」は、〈それは＝かつて＝あった〉であ

るというが (Barthes 1980 = 1985: 94), この写真展は、写真の中に見えるものが〈それは＝かつて＝あった〉ことを表すことを意図しているのではない。

この写真展は、写真の中には見えないが、「キャプション」に記されている、仮埋葬地に埋葬された死体が〈ここ〉に〈それは＝かつて＝あった〉ことを表すことを意図しており、写真の中に見える「ふつう」の公園の「日常の風景」は、そうした仮埋葬地に埋葬された死体が、〈それは＝かつて＝あった〉、にもかかわらず、〈いま〉は、見えないものであるということを表している。

そうした二つの「しくみ」が表すものは、仮埋葬地が、「かつてここにあった」ということである。セルトー (1980 = 1987) は、そうした「ここにあった」という「ことば」が表すものは、「生きられた場所が不在の現前のごときものだという事実」であるという。

「いますがたを見せているものは、もはやないものを指ししめす。「ごらんなさい、ここにあったんですよ……」そう言いながら、もはやそれは見えないのだ。場を指ししめすことばは、その見えざるアイデンティティを語っている。事実、場所というのは、幾重にも重なった断片からなっており、その層のどこかに移っていったり、またそのどこかから出てきたりするし、そしてまた、こうして動きゆく厚みそのものを活用している。こうしたことこそ、場所というものの定義そのものにほかならない。」 (Certeau 1980 = 1987: 229)

そうした「しくみ」によって表される「かつてここにあった」という言葉は、先に記した、また広瀬さん自身が仮埋葬地の近隣住民への取材の中で聞いた、「ここに死体が埋められた」という仮埋葬の目撃者の語り、そしてその、何の痕跡も残されていない仮埋葬地で空襲の死者を想起するあ

り方を表現しようとするものであるといえる。

広瀬さんは、そうした人びとの生活空間の中に埋もれている東京大空襲の死者の記憶とその想起のあり方を表現しようとする。「見過ごす風景の中に、重要なことがあった。」広瀬さんによれば、これが、この写真展で一番伝えたかったことであるという。

(3) 写真家という立場

そうした仮埋葬地を撮影する難しさがある。広瀬さんは、仮埋葬地の写真を撮るとき、被写体である仮埋葬地との「距離感」が難しいという。

「やっぱり、一歩引いてやないと、写真が撮れないっていうか、こう、難しいんですよ。写真もって言うか、なんか、距離感があるんですよ。被写体とのその距離をどうするかっていうのが難しいですね。」……(中略)……「自分の感情がこう写真に入っちゃうと、見る人は、私の思いしか読み取れないっていうのかな、だから、その場所がこう、淡々としたものがあると、見る人がいろいろ想像しやすいと思うんだ。」

広瀬さんは、仮埋葬地の写真を撮るときに、被写体である仮埋葬地との「距離感」が重要であるという。そして、「淡々と」撮ることによって、「見る人が、いろいろ想像しやすい」ようにしたいという。

それは、写真家としてのある立場を示している。ただ、それは写真家としてより客観的な立場に立つということではなく、先に記した仮埋葬地をめぐる二つの「衝撃」とそのあいだの落差を表現しようとする写真家としての立場を示している。

そしてそうした写真家としての実践は、そうした何の「痕跡」も残されていない「日常の風景」を前に、空襲の死者を想像することの困難性と、

むしろ「痕跡」がないことによって、「いろいろ想像」することが出来る可能性との二側面を表わそうとする試みであるといえる。

しかし、そうした写真家という立場の不安定さゆえ、それはつまり、空襲の当事者でもなく、また、その地域に住む者でもない、「よそ者」の写真家として仮埋葬地に関わろうとするがゆえに、広瀬さんは、仮埋葬地を撮ることに躊躇することがあるという。

「体験した人（＝空襲の体験者や遺族など）は、言っても良いっていうか、その、彼らは言っても良いと思うけど、私には、その資格があるのかって思うのね。」……(中略)……「私が、撮ることによって、それを明らかにしちゃうことによって、今、〔仮埋葬地の〕周りに住んでる人とかもいるわけでしょ、で、その人を考えると、なんか躊躇しちゃう。」

そうした躊躇に対して、広瀬さんは、今すぐに答えを出すことはできないという。ただ、そうした躊躇を感じながらも、仮埋葬地を撮り続ける、その「最低限の礼儀」として、広瀬さんは、仮埋葬地という「ふつう」の場所をできるだけ「美しく」映るように撮ろうとしているのだという。

「レクイエムなんですよ。私の。その、なんていうの、暗くしようと思ったら、いくらでもできるっていう、でも、それって自分の感情っていうか、言い方悪いけど、偽善っていうか、だって、平和な時代しか知らない私が、いくら想像とかしたって及ばないと思うんですよ。だから、その場所を、美しくっていうか、変な言い方だけど、一番良いと思われる、写真を撮ろうと思うのは、亡くなった人達に対してのレクイエムっていうか、っていう考えだと思う。こう、綺麗な花をささげるじゃん。お墓とかにね。たぶんそういう感覚なんだと思

う。でも、それが、最低限の礼儀っていうか。」

写真展の題目に付けられた「レクイエム・Requiem（ラテン語で「彼らに安息を」）」という言葉は、仮埋葬地を撮ることに躊躇を感じながらも、それでも、広瀬さんが、東京空襲の死者と向き合おうとする、一つの姿勢を意味している。また、そうした方法は、戦後65年が過ぎた〈いま〉だからこそできる方法なのだという。

「60何年も経っちゃって、例えば、戦後すぐとか、10年後とか、10年後には10年後の撮り方があると思うし、20年後、30年後にはそのときの撮り方があると思うの。65年後の今だったら、どういう撮り方をするかっていったら、こうなったっていう」

5. 結びにかえて

ここまで仮埋葬地における空襲死者の表象／想起、そして仮埋葬地をめぐるある一つの実践について見てきた。以上から考えられる知見を示しておきたい。

東京大空襲の死者は、「家」の墓、地域社会のモニュメント、東京都の慰霊・追悼施設という、いくつかの場所においていくつかの社会的な集団によって表象されてきた。特に、都内各所のモニュメントでは、地域集団によってその地域内の空襲死者が表象され、横綱町公園では、東京都によって東京全体の空襲死者が表象されてきた。

そうして東京空襲死者の「記憶の場」の多重的構造が作られていった中で、東京空襲の死者が一時的に埋葬された都内各所の仮埋葬地においては、東京都によっても、また、地域集団によっても、そこに空襲の死者が埋葬されたこと、またそこに埋葬された空襲の死者は、表象されていない。

つまり、モニュメントなどの空襲死者の集合的記憶が表象される「記憶の場」が作られるとき、その表象は社会的な集団の枠組みに規定されるが、とりわけそこでは、集団と死者との関係性が基礎となっている。そしてそこでは、社会的な集団によって、空襲の死者は「ふつうではない死」として位置づけられることで、その死者に対する集団的な反応が喚起されている。

しかし、仮埋葬地は、そうした集団の枠組みの中に入らなかったと考えられる。ただ、そうしたことは現在の仮埋葬地において、そこに埋葬された空襲死者が想起されることはない、ということを意味してはいない。空襲当時その地域に住み、仮埋葬を行うところを目撃した人びとは、何もない公園の一角を指さし、「ここに死体が埋められた」と語る。

空襲当時その地域に住み、空襲の中を生き抜いた人びとにとって、仮埋葬地は現在もそこに埋葬された空襲死者を〈三人称の死〉として想起する場所となっている。そうした人びとにとって、空襲の死者を想起する枠組みは、社会的な集団によって作られたモニュメントなどの「記憶の場」だけではない。その地域にある生活空間、とりわけ空襲当時仮埋葬地となり現在は何の痕跡も残されていない公園すらも、空襲の死者を想起する枠組みとなるものなのである。

そこには、空襲死者の集合的記憶を想起するための空間的な枠組みを見ることができる。つまり、そうした人びとにとって、仮埋葬当時から公園であり続けていることそれ自体が空襲の死者を想起する枠組みとなるものなのである。しかし、そのような社会的な集団によってモニュメントなどの「記憶の場」が作られていない集合的記憶の空間的枠組みや、そこでの想起のあり方が明示されることは少ない。

写真家の広瀬さんは、そうした仮埋葬地の現在である、何の痕跡もない「ふつう」の風景を撮影している。そして、広瀬さんによる、現在の仮埋葬地を撮るという実践は、そうした何の痕跡もない「ふつう」の風景を撮

ることを通して、〈三人称の死〉としての空襲死者を想起しようとするものである。

その実践は、仮埋葬地をめぐる二つの「衝撃」を基礎に置いている。つまり、自分が〈いま〉立っている〈ここ〉が、戦時中空襲によって発生した大量の死体が埋葬された場所＝仮埋葬地であることと、〈ここ〉には〈いま〉、そうした仮埋葬の痕跡や埋葬された空襲の死者を表象するものは存在せず、「日常の風景」が広がっていること、の二つである。

写真展「Requiem 東京大空襲」では、仮埋葬地の詳細な場所である〈ここ〉の〈いま〉を撮るという「しくみ」と、そうした仮埋葬地の写真に付けられた埋葬死体数を記した「キャプション」という「しくみ」の、二つの「しくみ」によって、仮埋葬地が「かつてここにあった」ということを表わしている。

そうした広瀬さんの実践は、「よそ者」による集合的記憶への関与であるといえる。アーウィン¹は、集合的記憶の不在を明らかにするためには、そこから距離を取る必要があるため、「内部者」(insiders)には難しいとしつつも、「外部者」(outsiders)ならそれを容易にしてしまうかもしれないと指摘している (Irwin-Zarecka 1993: 115)。

したがって、広瀬さんの実践は、そうした「外部者」・「よそ者」である写真家という立場から、何の痕跡も残されていない現在の仮埋葬地の写真を撮ることを通して、仮埋葬地における空襲死者の集合的記憶の不在、とりわけモニュメントなどの社会的な集団によって作られる空襲死者の集合的記憶を表象する「記憶の場」の不在を明示する試みであるといえる。

ただ、それは単に東京空襲の死者が一時的に埋葬された都内各所の仮埋葬地において、現在、そこに空襲の死者が埋葬されたこと、または埋葬された空襲の死者が、忘れられていることを表現しようとしているのではない。むしろ、そうした現在の仮埋葬地における空襲死者の想起のあり方を表現しようとするものであるといえる。

つまり、広瀬さんの実践は、何の痕跡も残されていない仮埋葬地の写真を通して、「ここに死体が埋められた」という、空襲当時その地域に住み仮埋葬を行うところを目撃した人びとの語りを示す。そうすることによって、仮埋葬地において空襲の死者を想起するあり方を明示するものであるといえる。

それは、その地域にある生活空間、とりわけ空襲当時仮埋葬地となり現在何の痕跡も残されていない公園すらも、空襲の死者を想起する枠組みとなることの明示であり、空襲を被災した地域において、人びとが、空襲の死者を〈三人称の死〉として想起する一つのあり方を示すものであるといえるだろう。

空襲死者の集合的記憶が表象される「記憶の場」では、社会的な集団によって、空襲の死者が「ふつうではない」ものとして位置づけられることで、空襲の死者がその社会的な集団の成員によって想起される。それに対して、広瀬さんは、空襲の死者を「ふつう」の生活空間の中に位置づけなおすことで、空襲の死者を想起しようとする。

そうした広瀬さんの実践は、戦争の死者を、国家という枠組みの中で〈三人称の死〉として表象・想起する国民という立場ではなく、また、「家」という枠組みの中で〈二人称の死〉として表象・想起する遺族という立場でもない。そうした二つのあいだで、戦争の死者を、〈三人称の死〉として表象・想起しようとするものである。

それは、終戦から 66 年が経過し、戦争を経験した世代の人びとが刻々と減少している今、戦争の死者を想起するときの死者と生者との関係性を問い直そうとするものであり、戦争を経験していない世代の人びと、とりわけ戦争の死者と個別的な関係を持たない人びとが、戦争の死者を想起する、一つのあり方を示唆するものであるといえるだろう。

〔付記〕 本稿は、第 58 回関東社会学会（2010 年、中央大学）の「自

由報告」において配付した報告原稿を大幅に加筆修正したものである。

註

- 1) 戦死者とナショナリズムに関する研究は、靖国神社問題を中心として、数多く論じられてきた。例えば近年発表されたものを挙げると、次のようなものがある。『慰霊と顕彰の間：近現代日本の戦死者観をめぐって』（國學院大學研究開発推進センター編，錦正社，2008）。『銃後の社会史—戦死者と遺族』（一ノ瀬俊也，吉川弘文館，2005）。『近代日本と戦死者祭祀』（今井昭彦，東洋書林，2005）。『戦死者のゆくえ：語りと表象から』（川村邦光編著，青弓社，2003）。赤澤史郎 2002「戦争犠牲者の追悼と靖国神社」『歴史評論』（628）：2-14 など。
- 2) 東京大空襲の死者が，遺族という立場からいかに想起されているのかについては，木村（2010，2011）において検討した。
- 3) 東京は，1944 年 11 月 24 日以降 100 回を超える空襲を受けたが，東京大空襲という場合，一般的に，3 月 10 日に東京下町地域を襲った大規模空襲のことを指している。また，東京大空襲には 3 月 10 日の他にも，4 月 13 日・15 日・5 月 24 日・25 日などに行われた大規模空襲を含むという諸説があるが，ここでは，東京大空襲という場合は 3 月 10 日の大規模空襲を指し，東京空襲という場合は東京に対して行われたすべての空襲を指すこととする。
- 4) 東京空襲の死者数については，いくつかの数字が出されているが—例えば，星野（2003）によれば以下 6 つの数字が出されている。「東京都慰霊協会」：105,400 人，「東京都総務部調査課」：92,778 人，「東京都戦災誌」：94,225 人，「東京都公園観光課」：104,908 人，「警視庁」：95,996 人，「経済安定本部」：96,318 人—，正確な数を表す数字は存在しない。一般的には「10 万人」と記されることが多い。
- 5) 『東京大空襲・戦災誌』（東京空襲を記録する会 1975）pp. 575-601 より。また，この「罹災死体処理要綱」とともに，「罹災死体処理系統並ニ要綱一覽」（昭和 19 年 5 月）「遭難死者屍処理系統并ニ要綱一覽」（昭和 19 年 10 月）「罹災処理ニ就キ各区ニ於テ準備並施行サルベキ事項」（昭和 19 年 10 月）「死体処理計画の概要」（昭和 19 年 10 月）が作られているが，それらを含めて，罹災死体処理の計画とする。
- 6) 『東京都戦災誌』（東京都 1953）p. 492 より。
- 7) 『東京大空襲・戦災誌』（東京空襲を記録する会 1975）p. 579 より。

- 8) 『戦災殉死者改葬事業始末記』(東京都慰霊協会 1985) p. 10 より.
- 9) 『戦災殉死者改葬事業始末記』(東京都慰霊協会 1985) pp. 38-45 より.
- 10) 朝日新聞 1945 年 4 月 12 日朝刊 2 項より.
- 11) 東京都慰霊協会「都内戦災死没者統計表」によれば、3 月 10 日の大空襲時に発生した死体の中で、仮埋葬・改葬されたものが、80,248 体であり、その内、氏名が判明しているものが 7,156 体、判明していないものが、73,092 体であり、大空襲では、少なくともその 9 割にのぼる死体が、氏名が判明しないものであったと考えられる(東京都慰霊協会 1985).
- 12) 東京都では、この名簿に載せるのは、「東京空襲(昭和 17 年 4 月 18 日から昭和 20 年 8 月 15 日)で亡くなった方(空襲による負傷等が原因で亡くなった方を含む)」とし、犠牲者の氏名は、「遺族・関係者等からの申し出に基づき」収集し、名簿を作成することとしている。また、その際、申請書には、「亡くなった方の①氏名(フリガナ)、②性別、③年齢、④亡くなった年月日、⑤亡くなった場所」を記すこととしている。またこの「祈念する碑」及び「東京空襲犠牲者名簿」は、1990 年代に東京空襲の遺族らを中心に展開した、「東京空襲犠牲者の氏名を記録する市民運動」の進展の中で作られたものである。その運動については、木村(2010)を参照されたい.
- 13) モニュメントの調査は、『写真集 石碑の誓い』(1976, 江東の空襲慰霊碑をつくる会), 『江東区セノタフ・マップ(戦災慰霊碑地図) —教科書だけではわからない“東京大空襲”』(1995, 東京ひがしワイズメンズクラブ), 『墨田区戦跡マップ』(1995, 墨田区平和委員会), 『戦災資料センターから東京大空襲を歩く』(2005, 東京大空襲・戦災資料センター・友の会), などの資料もとに、また、関係者などの聴き取りから、現地調査を行った。また、その簡単な概要は次のようなものであった。区別の内訳は、江東区: 36 例, 墨田区: 21 例, 台東区: 6 例, 江戸川区: 3 例であり、建立された場所別の内訳は、寺院: 32 例, 公園: 10 例, 橋詰: 8 例, その他(公有地, 私有地など): 16 例であった。建立年代の内訳は、1940 年代: 12 例, 1950 年代: 13 例, 1960 年代: 14 例, 1970 年代: 5 例, 1980 年代: 6 例, 1990 年代: 5 例, 2000 年代: 4 例(7 例は不明)であった。建立者別の内訳は、地域組織(地域の町内会や地域住民有志の集まり): 44 例, 宗教組織: 5 例, 企業組織: 5 例, 行政組織(学校を含む): 4 例, その他: 4 例, (4 例は不明)であった.
- 14) 仮埋葬のリストについては、「戦災殉難者仮埋葬地調査」(東京都慰霊協会 1985: 38-40), 「仮埋葬地及埋葬数調(三月十五日現在)」(東京空襲を記録する会 1975(3): 231-232), 「戦災死者仮埋葬地」(東京都 1955: 419-420),

- 「戦災死殉者改葬工事年度別体数調書」(東京都 1955: 527-528), 「東京都内仮埋葬遺体数」『週刊読売』(1975 年 3 月 22 日号付)などを参考にした。
- 15) その区別の内訳は、江東区: 32 カ所, 墨田区: 13 カ所, 台東区: 9 カ所, 江戸川区: 5 カ所であり, それらの区別の埋葬数は, 江東区: 33243 体, 墨田区: 26062 体, 台東区: 13375 体, 江戸川区: 699 体 (合計 73379 体)であった。また, 埋葬された場所別の内訳は, 公園: 23 カ所, 寺院: 19 カ所, その他 (空地・公有地など): 17 カ所であり, それらの埋葬数は, 公園: 50522 体, 寺院: 10210 体, その他: 12647 体 (合計 73379 体)であった。特に埋葬された数が多いのは公園であり, 錦糸公園: 12895 体, 猿江公園: 12749 体, 上野公園: 8386 体, 菊川公園: 4515 体, 中和公園: 3850 体となっており, その 5 カ所で 42395 体と全体の半数以上を占めていることが分かる。
 - 16) 『東京の公園—その 90 年の歩み』(東京都 1963)によれば, 仮埋葬地となった公園の多くは, 関東大震災からの復興事業の中で作られた公園であるといえる。
 - 17) このインタビュー調査が行われた, 原公園と吾嬭西公園の一角には, (本調査の対象となった仮埋葬地の中ではこの二つのみであるが) その地に仮埋葬された身元不明の人びとを供養するための地藏尊が地元の有志らによって建立されている。ただ, これらの地藏尊には, その地が仮埋葬地であったこと, またその地藏尊がそこに埋葬された死者を供養するためのものであることを示すものはない。そのため, 一見するとこの地藏尊は, 他のモニュメントと同様, この地域内で亡くなった空襲死者を供養するために建てられたモニュメントであるように見える。その詳しい内容については, また論稿を改めたいが, そうした〈三人称の死〉を基礎としてモニュメントが建立されているという点は示唆的である。
 - 18) 墨田区原公園でのインタビュー記録より (2010 年 7 月 4 日実施)。
 - 19) 墨田区西吾嬭公園でのインタビュー記録より (2011 年 3 月 5 日実施)。
 - 20) 報告者は, 広瀬美紀さんと, 2007 年より, 定期的にインタビューを行っている。本稿では, 基本的に, 2007 年 9 月 3 日に初めて行ったインタビューと, 2010 年 3 月 4 日に行ったインタビューの記録を用いている。また, インタビュー記録中の以下の記述は, []: 著者による補足, (=): 直前語句説明, (・): 沈黙, を意味している。

【参考文献】

- Anderson, B. 1983 *Imagined Communities*, Verso. 白石さや・白石隆（訳）『増補 想像の共同体』NTT 出版 1997.
- 荒井信一 2008 『空爆の歴史—終わらない大量虐殺』岩波書店.
- Barthes, R. 1980 *La Chambre claire : Note sur la photographie*, Cahiers du Cinéma, Gallimard Seuil. 花輪光（訳）『明るい部屋—写真についての覚え書き』みすず書房 1985.
- Baudrillard, J. 1976 *L'échange symbolique et la mort*, Gallimard. 塚原史（訳）『象徴交換と死』筑摩書房 1992.
- De Certeau, M. 1980 *L'Invention du Quotidien*. Paris: UGE. 山田登世子（訳）『日常実践のポイエティック』国文社 1987.
- Halbwachs, M. 1950 *La Mémoire collective*, P.U.F. 小関藤一郎（訳）『集合的記憶』行路社 1989.
- 張江洋直 2000 「死生論と〈世界の超越〉「死の社会学」基礎論のために（現代社会学の最前線 (3) 実践—空間の社会学: 他者・時間・関係の基層から）（知の実践—意味の関係空間への照準）『情況 第二期』11(7): pp. 201-217.
- 星野ひろし 2003 「東京空襲犠牲者記録運動の到達点—見えてきたものと今後の問題」『都市空襲を考える第2回』東京大空襲・戦災資料センター.
- Irwin-Zarecka, I. 1993 *Frames of Remembrance: The Dynamics of Collective Memory*. New Brunswick, [N.J.]: Transaction Publishers.
- 岩田重則 2005 「戦死者多重祭祀論（特集＝靖国問題）」『現代思想』33(9) pp. 138-147.
- Jankèlèvitch, V. 1966 *La Mort*. 仲澤紀雄（訳）『死』みすず書房 1978.
- 1994 *Penser la mort?*, Editions Liana Levi. = 原章二（訳）『死とは何か』青弓社 1995.
- Jelin, E. & Kaufman, S. G. 2004 “Layers of memories : Twenty Years After in Argentina”, *Commemorating War : The Politics of Memory*. New Brunswick, NJ, and London : Transaction Press. pp. 89-110.
- 木村豊 2010 「空襲の犠牲者・死者を想起する—「せて名前だけでも」という語りを通して」『人間と社会の探究 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』(69): pp. 15-33.
- 2011 「東京大空襲の死者と遺族—〈一般化〉／〈個別化〉の志向性のあいだで」『三田社会学』18: pp. 73-89.

- 北村毅 2005 「戦死者へ／との旅—沖縄戦跡巡礼における〈遺族のコミュニタス〉」
『人間科学研究』18(2): pp. 137-152.
- Misztal, B. A. 2003 *Theories of Social Remembering*. Maidenhead: Open University.
- Nora, P. 1984 *Entre Memoire et Histoire, Les Lieux de memoire*, Editions Gallimard. 谷川稔 (訳) 『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史 (対立) 1』岩波書店 2002.
- 嶋根克己 2005 「社会的行為としての死者の追悼 (シンポジウム・死そして生の法社会学)」『法社会学』(62) pp. 99-109.
- 谷川稔 2002 「『記憶の場』の彼方に」『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史 (対立) 1』岩波書店.
- 東京空襲を記録する会 1975 『東京大空襲・戦災誌第 1-5 巻』講談社.
- 東京都 1953 『東京都戦災誌』東京都.
- 1963 『東京の公園—その 90 年の歩み』東京都.
- 東京都慰霊協会 1985 『戦災殉死者改葬事業始末記』東京都慰霊協会.
- 山本唯人 2001 「「東京都慰霊堂」の現在—東京空襲と「戦災死没者慰霊制度」の創設」『歴史評論』616: pp. 40-52.
- 米山リサ 2005 『広島—記憶のポリティクス』岩波書店.